

令和5年度第3回教育委員会定例会

議事日程及び議案等

令和5年6月1日（木）

16時00分

於：青年第一・第二研修室

議事日程

令和5年6月1日（木）16時00分

青年第一・第二研修室

1 開会

2 会議成立の宣告

3 会議録署名者の指名

4 会議の公開等について

5 議案

定第15号議案 代決処分の承認を求める件

[鹿児島市教育委員会事務局等の職員の任免について]

定第16号議案 代決処分の承認を求める件

[鹿児島市公民館運営審議会委員の委嘱について]

定第17号議案 鹿児島市図書館協議会委員の委嘱の件

定第18号議案 鹿児島市立小中学校区審議会委員の委嘱の件

定第19号議案 鹿児島市いじめ問題等調査委員会委員の委嘱の件

定第20号議案 鹿児島市社会教育委員の委嘱の件

定第21号議案 鹿児島市立学校給食センター運営審議会委員の委嘱又は任命の件

定第22号議案 令和5年度鹿児島市一般会計補正予算（第3号）に係る議案についての
意見に関する件

6 報告事項

(1) 第5回市立高等学校活性化委員会について

(2) 市立学校におけるいじめの重大事態に係る調査の終了等について

(3) 東桜島公民館の改修工事に伴う休館について

7 その他

8 閉会

定第15号議案

代決処分の承認を求める件

鹿児島市教育委員会の事務局及び教育機関の職員の任免について、鹿児島市教育委員会事務委任等規則第4条第1項の規定に基づき、別紙のとおり代決したので、同条第2項の規定により、これを報告し、その承認を求める。

令和5年6月1日

提出

鹿児島市教育委員会

教育長 原之園 哲哉

(参考)

鹿児島市教育委員会事務委任等規則（抜粋）

（鹿児島市教育委員会教育長に対する委任事務）

第2条 地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号。以下「法」という。）第25条第1項及び第2項の規定により、教育委員会は、次に掲げる事務、第6条の事務及び鹿児島市教育委員会事務補助執行規程（平成9年教育委員会訓令第1号。以下「教育委員会事務補助執行規程」という。）の規定により市長の事務部局の職員に補助執行させる事務を除き、その権限に属する事務を鹿児島市教育委員会教育長（以下「教育長」という。）に委任する。

（1）～（3） 略す

（4） 教育委員会及び教育委員会の所管に属する学校その他の教育機関の職員の任免その他の人事に関すること。

（5）～（20） 略す

（代決）

第4条 教育長は、緊急止むを得ないときは、第2条各号の教育委員会の権限に属する事務を代行することができる。

2 教育長は、前項の規定により教育委員会の権限に属する事務を代行したときは、すみやかに教育委員会に報告し、その承認を受けなければならない。

(令和5年6月1日付)

鹿児島市教育委員会事務局等職員人事異動

新	旧	氏名
(一般職員) 総務課付 施設課	施設課 人事課付（新型コロナウイルス感染症対策室併任）	今村 文哉 樋口 琢哉

定第16号議案

代決処分の承認を求める件

鹿児島市公民館運営審議会委員の委嘱について、鹿児島市教育委員会事務委任等規則第4条第1項の規定に基づき、下記のとおり代決したので、同条第2項の規定により、これを報告し、その承認を求める。

令和5年6月1日

提出

鹿児島市教育委員会

教育長 原之園 哲哉

鹿児島市公民館運営審議会委員名簿(案)

	構 成	氏 名	所 属・職 名	年 齡
中 央 公 民 館 9人	学校教育関係者	原 口 雅 也	大龍小学校長	
		岩 越 悟 志	甲南中学校長	
	社会教育関係者	宇 都 大 作	市芸術文化協会理事	
		中 村 智 貴	城南校区まちづくり協議会きぼう部会長	
		足 立 一 代	坂元台校区スポーツ推進委員	
	家庭教育関係者	益 山 佳 奈 子	坂元校区家庭教育関係者代表	
		伊 藤 ユ リ	山下校区家庭教育関係者代表	
		豊 永 あ い 子	清水地区主任児童委員	
	学識経験者	新 原 市 郎	松原地域コミュニティ協議会会长	
鴨 池 公 民 館 9人	学校教育関係者	日 高 京 美	中郡小学校長	
		松 本 遵	西紫原中学校長	
	社会教育関係者	出 水 沢 真 由 美	宇宿校区コミュニティ協議会事務局職員	
		原 田 加 代 子	向陽校区まちづくり協議会事務局職員	
		福 司 山 美 穂 子	紫原校区まちづくり協議会社会教育部長	
	家庭教育関係者	中 崎 啓 文	鴨池小学校 P T A 会長	
		田 中 聖 子	荒田校区コミュニティ協議会家庭教育代表	
		有 村 絹 子	八幡地区民生委員・児童委員	
	学識経験者	小 城 和 臣 (前 増 田 久)	南校区コミュニティ協議会会长 (前 南校区コミュニティ協議会会长)	

	構 成	氏 名	所 属・職 名	年 齢
城 西 公 民 館 7人	学校教育関係者	界 敏 則	原良小学校長	[REDACTED]
		森 園 守	明和中学校長	[REDACTED]
	社会教育関係者	三 橋 雪 子	自主学習グループ連絡会会計	[REDACTED]
		松 永 久 子	草牟田地区民生委員・児童委員	[REDACTED]
		豊 平 ルミ子	西田地区主任児童委員	[REDACTED]
	家庭教育関係者	福 元 直 子	明和地区主任児童委員	[REDACTED]
		高 崎 良 一	元西田小学校長	[REDACTED]
谷 山 市 民 会 館 9人	学校教育関係者	伊 東 智 志	錫山小・中学校長	[REDACTED]
		吉 峯 進	西谷山小学校長	[REDACTED]
	社会教育関係者	鬼 丸 のり子	谷山地域各流連合華道連絡会会員	[REDACTED]
		中 脇 公 英	東谷山校区スポーツ推進委員	[REDACTED]
		間 世 田 吉 宣	福平コミュニティ協議会副会長	[REDACTED]
	家庭教育関係者	野 田 百 合 子	谷山校区女性学級長	[REDACTED]
		熊 澤 佳 子	錦江台小学校学校評議員	[REDACTED]
		柿 元 ま り 子	和田校区あいご協議会長	[REDACTED]
	学識経験者	内 山 仁	鹿児島国際大学国際文化学部准教授	[REDACTED]

	構 成	氏 名	所 属・職 名	年 齡
吉野公民館 6人	学校教育関係者	古 石 美 紀	吉野小学校教頭	
	社会教育関係者	長 野 俊 之	吉野東まちづくり協議会事務局長	
	家庭教育関係者	栗 田 誠 一	スポーツ推進委員協議会会长	
		村 山 ミ ユ キ	大明丘地区民生委員・児童委員	
		山 内 奈 子	吉野東中学校 P T A 副会長	
	学識経験者	中 馬 道 則	元中洲小学校長	
伊敷公民館 7人	学校教育関係者	堀之内 尚 史	伊敷小学校長	
		北 英 一 郎	緑丘中学校長	
	社会教育関係者	岩 下 ひろみ	花野校区コミュニティ協議会事務局職員	
		増 田 恵 津 子	玉江校区コミュニティ協議会事務局職員	
		井 出 俊 郎	伊敷台校区夢の里まちづくり協議会 青少年育成部長	
	家庭教育関係者	榎 田 真 美	犬迫児童クラブ主任支援員	
	学識経験者	福 山 久	前小山田校区まちづくり協議会会长	
武・田上公民館 7人	学校教育関係者	杉 木 正 一 郎	武小学校長	
		渡 邁 美 佳	西陵中学校長	
	社会教育関係者	本 山 恵 子	武・田上地域女性団体連絡会会长	
		三 枝 直 美	武・田上地域スポーツ推進委員協議会 副会長	
		田 中 の り 子	武岡コミュニティ協議会社会教育部会長	
	家庭教育関係者	平 原 庸 子	広木地区民生委員児童委員協議会会长	
	学識経験者	今 別 府 勉	元山田小学校長	

	構成	氏名	所属・職名	年齢
東 桜 島 公 民 館 4人	学校教育関係者	野 村 浩 二	黒神中学校長	
	社会教育関係者	松 元 千代子	黒神校区女性学級長	
	家庭教育関係者	中 村 美江子	東桜島校区あいご会会計	
	学識経験者	岩 元 益 男	改新地域コミュニティ協議会会长	
吉 田 公 民 館 6人	学校教育関係者	牧 住 幸 二	本城小学校長	
		塚 元 宏 雄	吉田南中学校長	
	社会教育関係者	北 園 順 子	宮校区あいご主事	
		山 王 芳 子	自主学習グループ長	
	家庭教育関係者	原 田 正 樹	吉田小学校 P T A 副会長	
桜 島 公 民 館 6人	学識経験者	原 田 美 鈴	鹿児島市生活学校運動連絡会長	
	学校教育関係者	迫 田 広 恵	桜洲小学校教頭	
	社会教育関係者	田 中 江 利 子	桜峰校区コミュニティ協議会事務局書記・会計	
		山 下 彰 太	桜洲赤水地区体育部長	
		大 村 瑛	桜峰校区コミュニティ協議会イベント部会長 (N P O 法人桜島ミュージアム)	
	家庭教育関係者	濱 田 江 美	桜洲小親子読書会さくらんぼ元代表	
	学識経験者	林 康 裕	社会福祉協議会桜島支部長	

	構 成	氏 名	所 属・職 名	年 齢
喜 入 公 民 館 6人	学校教育関係者	長 元 武 彦	喜入中学校長	
		寶 満 み ゆ き	瀬々串小学校教頭	
	社会教育関係者	有 村 節 子	前之浜校区女性学級長	
		中 村 浩 美	自主学習グループ連絡会会長	
	家庭教育関係者	宮 原 真 弓	生見保育園長	
	学識経験者	福 里 廣	中名地域コミュニティ協議会長	
松 元 公 民 館 6人	学校教育関係者	木 原 敏 行	松元中学校長	
	社会教育関係者	田 實 澄 恵	県 P T A 連合会副会長	
		大 迫 ま ど か	松元校区まちづくり協議会事務局職員	
	家庭教育関係者	神 園 裕 理 香	東昌児童クラブ支援員	
		坂 上 龍 次	社会福祉法人みらい育心会理事長 (N P O 法人たけのこキッズ理事長)	
	学識経験者	川 原 正 一	教育カウンセラー	
郡 山 公 民 館 6人	学校教育関係者	山 里 浩 美	花尾小学校長	
	社会教育関係者	山 下 久 代	ひとつ葉劇団こいやま会員 (N P O 法人残していきたいかごっま弁協会会員)	
		境 田 紀 弘	自主学習グループ連絡協議会長	
	家庭教育関係者	貴 島 直 子	花尾地域家庭教育関係者代表	
		安 樂 進 一 郎	郡山地域コミュニティ協議会長	
	学識経験者	中 村 哲	自主学習グループ講師	

	構成	氏名	所属・職名	年齢
谷山北公民館 8人	学校教育関係者	松元 浩幸	桜丘西小学校長	
		山下 久美子	皇徳寺中学校長	
	社会教育関係者	堂満 弘光 (前:山之内 勝己)	中山校区まちづくり協議会長 (前:中山校区まちづくり協議会長)	
		米森 玲子	公民館講座講師	
		小野 伸子	自主学習グループ連絡会副会長	
	家庭教育関係者	吉永 まゆみ	読書グループ「こだま」代表	
		大保 辰美	つばき幼稚園理事長	
	学識経験者	小倉 敏郎	元谷山北公民館長	

【計96人】

〔任期〕 令和5年6月1日から令和6年5月31日まで

※二段書きは新任の委員、それ以外は再任の委員

〔理由〕 任期満了に伴い、新たに委嘱するもの

〔女性委員の割合〕 54.2%

(参 照)

1 鹿児島市教育委員会事務委任等規則（抜粋）

（代決）

第4条 教育長は、緊急止むを得ないときは、第2条各号の教育委員会の権限に属する事務を代行することができる。

2 教育長は、前項の規定により教育委員会の権限に属する事務を代行したときは、すみやかに教育委員会に報告し、その承認を受けなければならない。

2 社会教育法（抜粋）

（公民館運営審議会）

第29条 公民館に公民館運営審議会を置くことができる。

2 公民館運営審議会は、館長の諮問に応じ、公民館における各種の事業の企画実施につき調査審議するものとする。

第30条 市町村の設置する公民館にあつては、公民館運営審議会の委員は、当該市町村の教育委員会（特定公民館に置く公民館運営審議会の委員にあつては、当該市町村の長）が委嘱する。

2 前項の公民館運営審議会の委員の委嘱の基準、定数及び任期その他当該公民館運営審議会に関し必要な事項は、当該市町村の条例で定める。この場合において、委員の委嘱の基準については、文部科学省令で定める基準を参照するものとする。

3 鹿児島市公民館条例（抜粋）

（審議会の設置）

第11条 館長の諮問に応じ、公民館における各種の事業の企画実施につき調査審議するため、公民館ごとに公民館運営審議会（以下「審議会」という。）を置く。

（委嘱の基準）

第12条 審議会の委員は、学校教育及び社会教育の関係者、家庭教育の向上に資する活動を行う者並びに学識経験のある者の中から、教育委員会が委嘱する。

（定数）

第13条 審議会の委員の定数は、15人以内とする。

（任期）

第14条 審議会の委員の任期は、1年とする。ただし、再任されることがある。

2 委員が欠けた場合の補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

報告事項

- (1) 第5回市立高等学校活性化委員会について
別紙のとおり…報告事項関係資料(1)
- (2) 市立学校におけるいじめの重大事態に係る調査の終了等について
別紙のとおり…報告事項関係資料(2)
- (3) 東桜島公民館の改修工事に伴う休館について
別紙のとおり…報告事項関係資料(3)

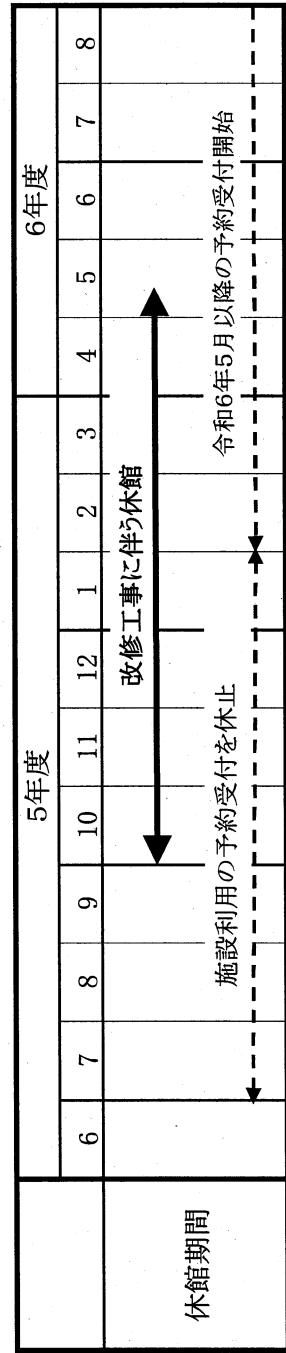
東桜島公民館の改修工事に伴う休館について

地域公民館については、老朽化やバリアフリーへの対応、利便性の向上を図るため、平成23年に地域公民館整備の基本方針を策定し、順次改修工事を行っている。東桜島公民館については、入居する東桜島合同庁舎の保全計画に基づく大規模改修に合わせ、令和5年度から6年度に実施することとしており、改修工事に伴い令和5年10月から令和6年5月まで休館とする。

1 改修概要(主なもの)

- ・エレベーターの設置
- ・相談室の新設
- ・図書室への親子読書コーナーの新設
- ・空調の改修(冷暖房、換気設備等の個別化)

2 休館期間（令和5年10月から令和6年5月まで）



3 休館中の対応

- (1) 事務室と図書室は、近隣の高齢者福祉センター東桜島に移転し、継続して業務を行う。
- (2) 講座については、近隣の公共施設（東桜島中学校、東桜島保育園等）で実施する。

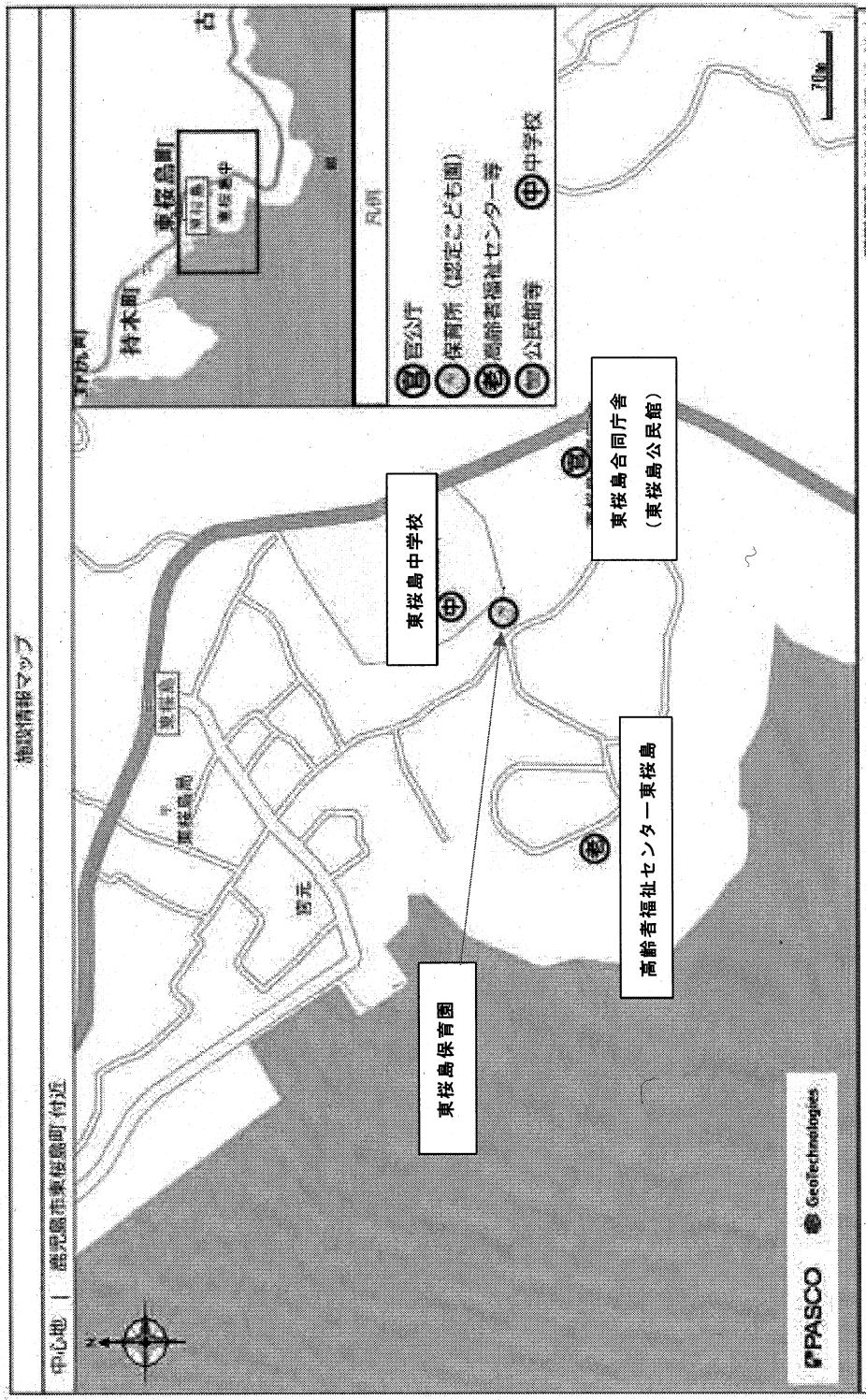
4 周知方法

- (1) 「市民のひろば」や「公民館だより」、市ホームページ等で休館の広報
- (2) 東桜島公民館や他の地域公民館等の館内に「休館の案内」ポスター掲示
- (3) 利用団体や自主学習グループ等の利用者に向け、休館中の対応について説明

5 過去3年間の来館者数

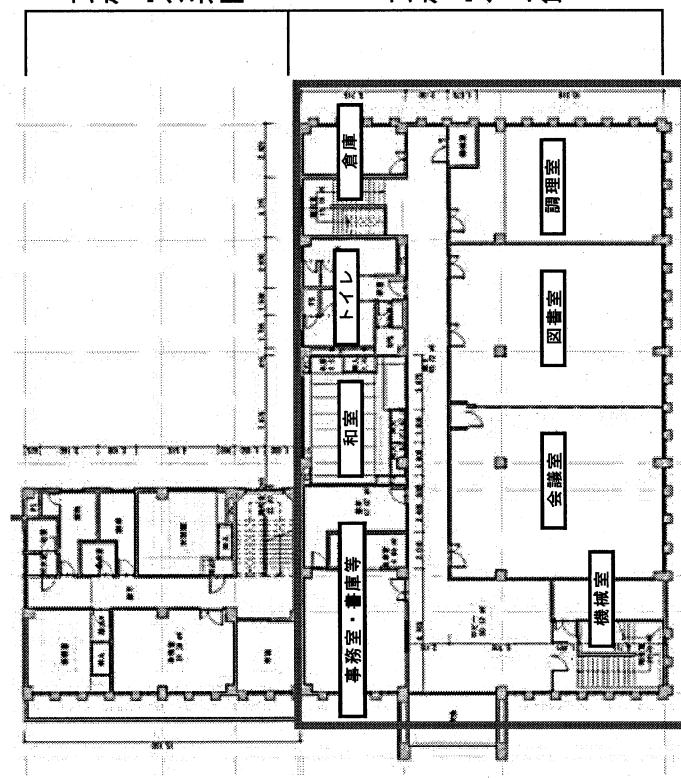
令和2年度	令和3年度	令和4年度
4,418人	3,631人	3,499人

東桜島合同庁舎・高齢者福祉センター東桜島周辺図



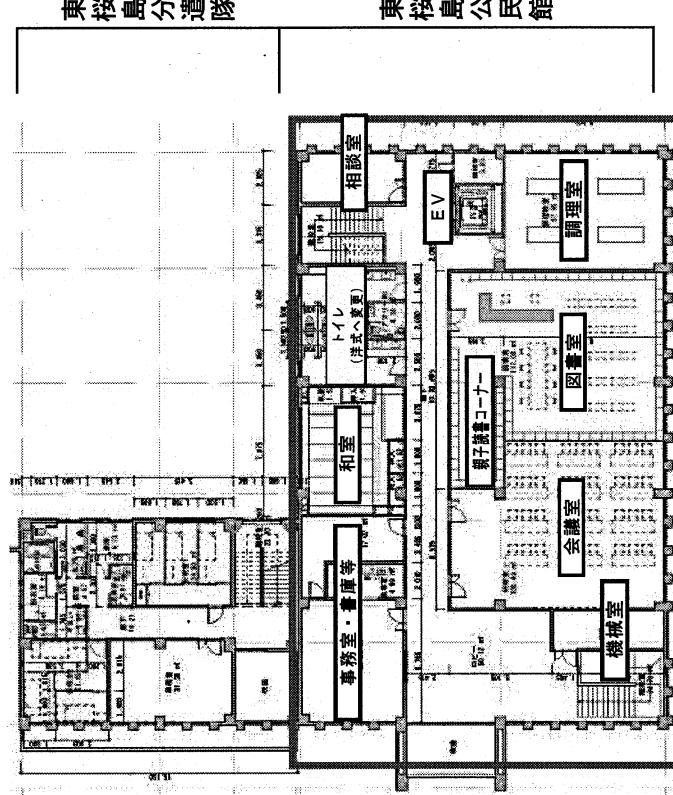
東桜島公民館合同大規模改修工事の概要

2階：東樓島公民館、東樓島分遣隊



前修改

後修改



東櫻島公民館

東桜島分遣隊